

【相続法改正～①自筆証書遺言の方式緩和～】

弁護士 柳沢 賢二

平成30年3月13日、民法の相続に該当する部分の改正法案が国会に提出されました。今後成立すれば、民法で規定されている相続のルールが一部変更されることとなります。

改正法案の主な内容としては、①自筆証書遺言の方式緩和、②配偶者の権利保護、③遺留分制度の見直しです。

相続法改正のポイントについて、数回にわたってご説明していきたいと考えております。今回は、第一弾として、「自筆証書遺言の方式緩和」についてお話ししたいと思います。

自筆証書遺言とは、遺言者がその全文・日付・氏名を自署し、押印することによって作成される遺言のことです。主な改正点としては以下の3点です。

一、自筆証書遺言の方式の緩和

現行制度	改正法案
<ul style="list-style-type: none">・財産目録を含めた全ての記載を全文自書しなければならない。パソコンは不可（民法968条1項）。・文章を修正する場合は、変更する場所を指示し、変更した旨を付記して署名し、変更の場所に押印しなければ効力を生じない（民法968条2項）。	<ul style="list-style-type: none">・財産目録の部分については自書する必要はなく、パソコンで作成しても良い。ただし、自書していない財産目録については、作成したその全ページに署名及び押印が必要。・財産目録が変更された場合、別紙として添付していた財産目録を削除し、修正した新しい財産目録を添付する方法で加除訂正を行うことが認められる。ただし、その全ページに署名及び押印が必要。

財産目録の作成はとても煩雑で時間のかかるものですが、本改正により、パソコンで財産目録を作成できるようになると、手書きの面倒臭さが減り、記載内容の不備により無効となる危険も減ることでしょう。

二、法務局による遺言書の保管制度の創設

現行制度	改正法案
<p>・遺言者自身や特定の相続人が保管することが多く、遺言書が発見されなかったり、紛失や偽造・変造のリスクがあるため、遺言者の死後、別の遺言書の存在や遺言書の偽造・変造等を理由に、相続人間でトラブルが生じることも多い。</p>	<p>・遺言者は法務局に対して、遺言の保管申請を行うことが出来るようになる。公的機関である法務局において遺言書を保管できるようになるため、紛失や偽造・変造のおそれがなく遺言を行うことができるようになり、速やかに遺言の有無と内容の確認ができるようになった。</p>

三、検認手続きの省略

検認手続とは、家庭裁判所が相続人立会いのもとで、遺言書を開封し、遺言書の内容を確認することです。相続人に対し、遺言の内容を知らせるとともに、後日偽造や変造が出来ないように内容を明確にすることを目的とした手続です。

現行制度	改正法案
<p>・自筆証書遺言が発見されたときに、家庭裁判所による検認手続が必要（民法1004条1項）。</p>	<p>・法務局に保管された自筆証書遺言については、偽造等のおそれがないことから家庭裁判所による検認手続は不要。</p>

まとめ

今回の法改正が実現すれば、自筆証書遺言の記載内容の不備や紛失、偽造等のおそれが大幅に減り、保管場所が確保され、検認手続も不要となることから、今後自筆証書遺言の利便性は格段に向上することが考えられます。

また、財産目録の作成がパソコン等でできるようになることにより、財産目録の作成を専門家に委託することも可能になります。